

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携 :

鹿児島大学、株式会社 FineMetrics 及び三菱電機株式会社との共同研究を通じ、オープンイノベーションによる特許評価事業を展開し、大学・企業間の橋渡しを担います。

b. IT 実装支援 :

生成 AI を活用したクラウド型の特許価値評価システム（SaaS）を構築・提供し、IT リテラシーの向上支援、サイバーセキュリティのアドバイスを行います。

c. 専門人材マッチング :

特許評価アナリスト、弁理士、大学研究者等の知的専門人材とのマッチングを促進し、地域人材の育成と雇用創出を図ります。

d. グリーン化の取組 :

環境配慮型の知財活用支援（例：省エネ関連特許の評価と流通）を通じて、グリーンイノベーションを推進します。

e. 健康経営に関する取組 :

従業員の健康管理支援として、大学・医療機関と連携し、健康施策の導入とノウハウ提供を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。以下の方針を掲げます。

① 価格決定方法 :

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③ 手形などの支払条件：

下請代金は可能な限り現金で支払い、やむを得ず手形等を用いる場合も、割引料は負担させず、支払サイトは60日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ：

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ：

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・地域の大学や企業に対し、知財価値評価に基づく支援を行うことで、サプライチェーン全体の持続的な価値向上に貢献します。
- ・特許取引の透明化を促進し、サプライチェーンの更に先（Tier N+2）への価値連鎖を意識した情報共有を実施します。

令和7年7月17日

Aurum IP 戦略事務所 代表 高橋 省吾（弁理士／博士（経営学））

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。